

熊野市空き家バンク制度

熊野市空き家バンク制度は、県外・市外から熊野市に移住・定住を検討している方に空き家のご紹介をしています。「くまの移住ねっと」というホームページに空き家情報を掲載し、興味を持った方から市役所に問い合わせがあれば、物件の案内や移住相談を行います。

空き家を購入・賃貸したいという希望があれば、家主様にご紹介させて頂く制度になります。

※購入・賃貸契約に関する手続きは家主様が直接行って頂く形になります。

空き家の登録～契約手続きまでの流れ

① 空き家の登録

「熊野市空き家情報登録申込書」と「誓約書」のご記入・押印の上、必要書類を添えて熊野市役所市長公室へお申し込みください。
(必要書類)

・熊野市空き家情報登録申込書 ・誓約書 ・土地、建物に関する登記簿謄本（全部事項証明）または権利書の写し・公図の写し

※登記簿謄本、公図に関してはお近くの法務局で取得が可能です（有料）

② 現況調査

書類受理後、記載内容に問題がなければ空き家の現況調査をさせていただきます。空き家の外観、内部の確認、間取り図の作成、写真撮影（外観・内部・周辺環境）

※調査の際には家主様にも立ち合いをお願いしています

※立ち合いが難しい場合は事前に空き家の鍵をお預かりさせて頂く等対応しますのでご相談ください

③ 空き家情報発信

市が管理しているホームページ「くまの移住ねっと」に空き家情報を掲載し全国に情報発信を行います。

④ 空き家の案内希望があった場合

市役所移住担当職員が空き家の案内を行います。

⑤ 購入・賃貸の希望があった場合

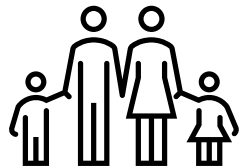
市役所から家主様に希望されている方の連絡先をお伝えさせていただきます。

⑥ 契約に関する手続き

手続きは「直接型」「間接型」があります

「直接型」→家主様と希望者で直接手続きを行って頂きます

「間接型」→司法書士や不動産会社（宅建業者）に手続きを代行して頂く形です（仲介手数料が発生します）（協力して頂ける業者を紹介する事も可能です）



※市役所は契約に関する手続きに関与することは出来ませんのでご了承ください。